

議員提出意見書案第 1 号

宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、次のとおり意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 3 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	中 村 博 行
賛成者	山陽小野田市議会議員	大 井 淳一朗
〃	山陽小野田市議会議員	宮 本 政 志
〃	山陽小野田市議会議員	伊 場 勇
〃	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之
〃	山陽小野田市議会議員	森 山 喜 久

宇部拘置支所の収容業務の継続を求める意見書

宇部拘置支所は、主として宇部・山陽小野田管内の捜査機関により検挙され、起訴された被告人を収容する施設であり、この支所に収容される被告人の多くは、山陽小野田市や宇部市に在住する者である。

法務省矯正局によると、宇部拘置支所は、建物の老朽化を理由に収容業務を恒久的に停止し、収容業務の停止後は、山陽小野田市や宇部市に在住の被告人は、下関拘置支所において収容する予定とのことである。

本来、勾留されている被告人は、刑事訴訟法第39条第1項の規定により、被疑者の段階から弁護人と立会人なくして接見し、書類や物の授受をすることができるとされ、弁護人との接見交通権が保障されている。

係る権利は、被告人の防御権のためには極めて重要な権利であり、十分に保障されなければならない、これを実質的に保障するためには、弁護人の接見交通権の行使が容易でなければならない。

宇部拘置支所の収容業務が停止され、下関拘置支所に集約されることは、宇部市から下関市まで自動車でも片道1時間以上の距離があり、山陽小野田市や宇部市に在住する者にとっては、現状と比較し、速やかな接見が今まで以上に困難となり、また、弁護人の弁護活動と被告人の人権への配慮を欠くものであり、許容し難い。

また、刑事訴訟法第80条に規定する弁護人以外の者との接見交通権においても、山陽小野田市や宇部市に在住の被告人は、生活の本拠地から遠く離れた地で身体を拘束される結果、家族との面会も困難となり、精神的な支えを失うという不利益を受ける。

さらに、平成28年に制定された再犯の防止等の推進に関する法律及び同法を受けて国において策定した再犯防止推進計画においては、被告人の更生支援の重要性が指摘されている。

被告人の更生支援においては、社会福祉士等の福祉専門職が被告人と多数回接見を行い、更生支援のための計画を策定することが通例である。

しかし、福祉専門職の数が限られている山口県内の現状では、宇部拘置支所の収容業務が停止され、下関拘置支所に集約された場合、被告人が福祉専門職

と十分な面会を行うことが困難となり、更生支援計画の実施を阻み、早期の社会復帰を阻害する結果となることが強く懸念される。

そもそも、拘置支所は、国家の刑事司法制度や刑事政策を支える基本的なインフラであり、都市部か地方部かを問わず、必要な国費を投じて設置・運営されるべきものである。

については、国におかれては、下記事項について迅速に取り組まれるよう要望する。

記

- 1 宇部拘置支所の収容業務を継続すること。
- 2 都市部のみならず地方における刑事司法や刑事政策に係るインフラの整備のため、十分な司法予算を確保すること。

令和5年 月 日

山陽小野田市議会